

今年に入ってから家族信託の相談事例をご紹介します。

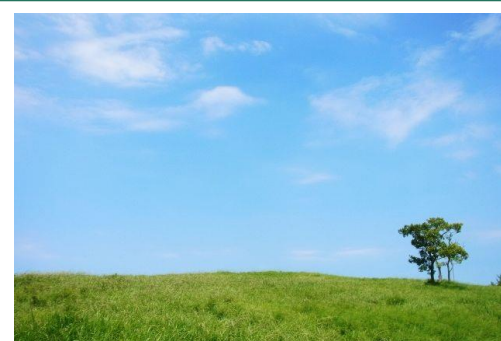
●認知症の配偶者に財産を遺す

80歳代のご夫婦、奥様は認知症が進行して判断能力がありません。この先、旦那様が亡くなった場合の相続人は奥様とお子さんです。しかし、奥様は判断能力がないので後見人をつけなければ遺産分割協議ができず、このままだと遺産を相続することができません。後見制度を利用すると手続きが面倒で、また、現在では家族が後見人になることが認められずに弁護士などの専門家が後見人になるケースが多く、そうなると毎月数万円の報酬を支払うことになり、手続きや費用面での家族の負担が増えることになります。そこで、家族信託の契約をして、旦那様の財産をお子さんに託すことにしました。家族信託をしておけば、遺産をだれがもらうのか、そして誰が財産の管理をするのかを決めておくことができます。旦那様が亡くなったら奥様が遺産を相続し、その遺産をお子さんが管理するように家族信託の契約で決めました。これで、後見人をつけずに相続や財産の管理も行うことができるので、安心して財産を遺すことができます。

●共有不動産対策

自宅が夫婦の共有名義になっているのですが、旦那様にモノ忘れができました。将来、夫婦が高齢者施設に入所し、自宅が空き家になったら売却を検討しているのですが、このまま旦那様が判断能力を喪失すると、売却ができなくなってしまいます。不動産を共有で所有している場合、そのうちの一人でも判断能力がなくなると、リフォームや建て替え、売却などができなくなってしまいます。そうなっては困るので、ご夫婦と息子さんとで家族信託の契約を結びました。これで、旦那様の判断能力が低下しても、問題なく息子さんが自宅を売却することができるようになり、自分たちのちょうど良いタイミングで売却ができるので将来も安心です。

不動産 相続 に関するご相談



- ☑ 空き家を放置しておくのが心配なので、解体・処分したい
- ☑ 問題を抱えていたり、売却が困難な不動産を処分したい
- ☑ 不動産の良い活用方法はないか検討したい
- ☑ 不動産をどのように承継させていけば良いか考えたい
- ☑ 相続でトラブルにならないように対策したい
- ☑ 相続税の対策を検討したい
- ☑ 遺言書の作成を相談したい

初回相談無料です。お気軽にご相談ください。

相続に強い専門家をご紹介します！

- 税理士：税金対策に関する相談
- 土地家屋調査士：測量
- 司法書士：不動産の名義変更
- 保険会社：保険の見直し
- 弁護士：法律問題・紛争・トラブル

紀伊国屋 住まいる株式会社

神奈川県小田原市鴨宮666番地の1

TEL：0465-20-8501

HP <http://www.i-kinokuniya.net>



無料公開セミナー開催

家族の負担が軽くなる！ 認知症対策と相続対策 【家族信託】

老後に自宅などの不動産を売却して、老人ホームの入所資金にしようとお考えの方も多いのでは？ しかし、認知症になって判断能力を喪失したり、事故や病気などで意思表示ができなくなると預金の解約、建物の大規模修繕や解体・建て替え、不動産の売却、相続対策ができなくなります。そうなると困るのは周りのご家族です…。

このような問題を解決するのが【家族信託】。事前の対策で手続きや費用の負担が軽減し、安心して生活を送ることができるようになります。

- 5月18日(土) 厚木アーバンホテル オレンジウォーク
- 5月19日(日) 藤沢市 商工会議所ミナパーク 505号室
- 5月24日(金) 小田原市 川東タウンセンターマロニエ 203号室
- 5月26日(日) おだわら市民交流センターUMECO 会議室7
- 6月16日(日) 平塚プレジール 6階富士
- 6月30日(日) 秦野市 本町公民館 集会室A

各回ともAM9:45～11:45 先着12名 要予約

* 日程が変更になる場合がありますので、必ずご確認ください。

ご家族一緒の参加がおススメです！

◆講師：長尾影正(ながおかげまさ)◆

- ・昭和49年7月生まれ 小田原市在住
- ・行政書士
- ・家族信託専門士
- ・宅地建物取引士
- ・NPO法人相続アドバイザー協議会 認定会員
- ・一般社団法人 家族信託普及協会 会員



「とても分かりやすい」と93%の方にご満足いただいています！

ご家族一緒の参加がおススメ。

参加費は無料です。

お気軽にご参加ください！

◆参加者様の声◆

親の財産管理につき不安だったので参加しました。
今はまだ両親が元気なので 元気なうちに話し合い。
これからどの様にしたらよいか 考えたいと思います。
家族信託の良さが 丁寧な説明でよくわかりました。
自分で調べたよりもよほど理解できたとのび 参加して
よかったです。 ありがとうございます。

認知症になったら 財産管理をどうしたらいいか
今のうちの対策を学ばれたので参加しました。
(認知症の前)
家族信託について 父母や主人に早速話したいと思えます。
前回同様 説得力のある説明に感謝しています。

問い合わせ・お申し込み

行政書士長尾影正事務所

神奈川県小田原市蓮正寺370番地の68

TEL : 0465-39-1900

HP <http://www.yuigon-souzoku.info>

